

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

0 8 0 2 6

大政事外外儀官	
大務務典房	
臣秘書官審審長	
御外查	博
大大大	代
使使使	表

才情厚（會）文對總
史警儀（在）人察總
括審

參報際內外

卷一

參政保對旅外

長

北米長	審一二保地
-----	-------

参一二

歐 長	洋 西 一 東 西
--------	-----------------------

一了里

経 長	博途	二	総経次
	国	一	経
	国	一	工
	二	安	参

參海	審準
----	----

經協長 密國開無
參調有有理

審判協規

人經政審
社軍參

科原

調和補參
安企

總 番 号 R026961

月 7 日

平成 3 年 2 月 7 日

外務大臣殿

韓	國	發
本	省	着

柳 大 便

主 管

北 庄

在韓ひ爆者問題

秘密指定解除
公文書監理室

第542号 秘 至急

(以下FAX送信 SO4022-02)

秘密指定解除

公文書監理室

秘

シンガポール

1、6日韓国原爆被害者協会辛泳滂会長が小野、松井に述べたところ次の通り。

(1) 自分は明後日訪日し、東京の他、大阪、広島、長崎を回る予定。東京には12、3日留滞在の予定のところ、その際ぜひ今井北東アジア課長にお目にかかり、その間のお礼を述べるとともに、40億円の支援実施に関する日本側のお考えをお聞きしたいと考える。訪日後、予め北東アジア課に連絡させていただくので、お会い願えるよう宜しく伝えてほしい。

(2) 支援事業の実施に関し、協会としては被爆者が年老いていく中で、出来るだけ早急に、かつ被爆者にとって有効に実施してほしいと考えており、この旨保社部に伝えているが、韓国の保社部は日本の予算案が国会を通過し送金の目途がついてから実施計画を具体的に詰める方針であり、昨年外務部を通じ日本側に伝達された実施計画以上には準備が進んでいない。

(3) 貴館とはこれ迄も種々意志の疎通を図っているところであるが、今月末には協会の定期総会が予定されているので、今回の訪日の機会に今井課長にお目にかかり、支援事業の内容に関する日本側考え方、明年度17億円の送金時期、残り23億円がその翌年一括拠出されることになるのか等につき直接お伺い出来ればと考える。

(4) 東京滞在中にはその他、厚生省関係者、また可能であれば橋本大蔵大臣にもお目にかかりたいと考えている。橋本大蔵大臣は厚生大臣時代に韓国人被爆者問題に関心を持たれ、釜山にも来られたことがあるので、ご多忙中のことでもあり実現は難しいとは思うが、もし表敬が実現すれば40億円の支援に関するお礼とともに、その間の感謝の気持ちを伝えたいと考えている。

(5) 日韓両政府による渡日治療の実施は韓国政府の意向で取りやめになっているところ、現在自分としては、日本の被爆者治療法には国籍条項がなく同法にもとづく渡日治療が実施できないかとも考えており、これまで渡日治療の継続に反対してきた保社部関係者も内々に異存ないとの反応を示している(当館注:韓国政府の渡航費負担までも意味したものかどうかは不明)。勿論これは日本側に新たな負担をしいることを意図したものではなく、また40億円支援の趣旨とは異なり被爆者治療法に基づく問題として考えているところ、この点につき厚生省関係者の意見を伺えればと思っている。また韓国では現在被爆者の実態調査を実施中のところ、韓国側のみでは被爆者認定が困難であるので、

秘密指定解除

公文書監理室

秘

日本側の専門家の協力を得たいとも考えている。

、 2、については辛会長の今井北東アジア課長との面談につき、宜しくお取り計らい願いたい。

(了)